



サービスご紹介

～同一労働同一賃金対応～

○ どんなとき？

- Q1 ・パート・アルバイトには通勤手当を支払っていない
・正社員転換制度を設けたい
- Q2 ・改正派遣法の「労使協定方式」を採用したい

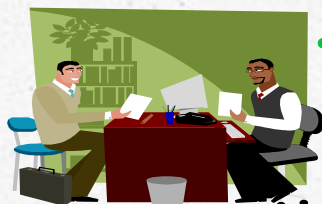
○ どんなサービス？

- A1 ・就業規則、賃金規程、パート就業規則等の改定
・キャリアアップ助成金(正社員化コース)申請 等
※申請代行は顧問企業様に限ります。
- A2 ・就業規則、賃金規程、退職金規程等の改定
・労使協定の作成 等

○ 標準料金は？

420,000円(税別)～

※月2回訪問、全3カ月の場合



初回相談
無料

■□■お問い合わせ先■□■

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578

<http://chukyo-sr.jp/>

